

宮城県バス運行対策費補助金交付要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 県は、生活交通バス路線の維持を図るため、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成23年3月30日国総計第97号、国鉄財第368号、国鉄業第102号、国自旅第240号、国海内第149号、国空環境大103号。以下「国要綱」という。）に基づいて行う地域公共交通確保維持事業（陸上交通）に要する経費について、予算の範囲内において宮城県バス運行対策費補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活交通確保維持改善計画 国要綱第2条第1号の生活交通確保維持改善計画をいう。
- (2) 地域公共交通確保維持事業 国要綱第2条第2号の地域公共交通確保維持事業をいう。
- (3) 被災地域生活交通確保維持計画 国要綱附則第8条第1項に基づき定めた被災地域生活交通確保維持計画をいう。
- (4) 被災地域地域間幹線系統確保維持事業 国要綱附則第4条の被災地域地域間幹線系統確保維持事業をいう。

第2章 地域間幹線系統確保維持費補助金

(補助対象事業者等)

第3条 地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業者は、国要綱第7条第1項に基づき定めた生活交通確保維持改善計画に運送予定者として記載されている者とする。

2 知事は、予算の範囲内において、第5条の補助対象事業に係る補助対象経費の1/2に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付することができる。

(補助対象期間)

第4条 地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の9月30日を末日とする1年間とする。

(補助対象事業の基準)

第5条 地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象系統は、別表 1 に定める要件に適合する系統とする。
- (2) 補助対象経費の額は、別表 2 に定めるところにより算定するものとする。

(補助金交付申請)

第 6 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 1 号による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第 7 条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第 2 号による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

2 補助金は、前項に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(補助金の整理)

第 8 条 補助対象事業者は、補助対象経費に係る補助金について収入及び支出に関する帳簿を備え、他の経理と区別して補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助対象事業者は、前項の帳簿とともにその内容を証する書類を整理して、補助対象事業の完了する日の属する年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第 9 条 知事は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本要綱の規定に違反したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の条件に違反したとき。
- (3) 補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

第 3 章 被災地域地域間幹線系統確保維持費補助金

(補助対象事業者等)

第 10 条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業者は、国要綱附則第 8 条第 1 項に基づき定めた被災地域生活交通確保維持計画に運送予定者として記載されている者とする。

2 知事は、予算の範囲内において、第 12 条の補助対象事業に係る補助対象経費の 1 / 2 に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付することができる。

(補助対象期間)

第 11 条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の 9 月 30 日を末日とする 1 年間とする。

(補助対象事業の基準)

第 12 条 被災地域地域間幹線系統確保維持事業における補助対象事業は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。

- (1) 補助対象系統は、別表 3 に定める要件に適合する系統とする。
- (2) 補助対象経費の額は、別表 4 に定めるところにより算定するものとする。

(補助金交付申請)

第 13 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 3 号による申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第 14 条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第 4 号による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者に通知するものとする。

- 2 補助金は、前項に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

第 4 章 車両減価償却費等補助金

(補助対象事業者等)

第 15 条 車両減価償却費等補助事業の補助対象事業者は、次条の基準に適合する補助対象事業を行う一般乗合旅客自動車運送事業者とする。

- 2 知事は、第 16 条第 1 項の補助対象事業に対し、予算の範囲内において、補助対象経費の $1/2$ に相当する額以内の額を、補助対象事業者に対し交付することができる。

(補助対象事業の基準等)

第 16 条 車両減価償却費等補助事業の補助対象事業は、地域間幹線系統確保維持事業及び被災地域地域間幹線系統確保維持事業の補助対象系統の運行のために必要な車両の取得等であって、別表 5 に定める要件に適合し、かつ、別表 6 に定めるところにより経費の額が算定されているものとする。

- 2 車両減価償却費等補助事業における補助対象事業の補助対象期間は、補助金の交付を受けようとする会計年度の 9 月 30 日を末日とする 1 年間とする。

(補助金交付申請)

第 17 条 補助対象事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式第 5 号による補助金交付申請書を、補助金の交付を受けようとする会計年度の 11 月 30 日までに知事に提出しなければならない。

(交付の決定及び額の確定等)

第 18 条 知事は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、交付決定及び額の確定を行い、様式第 6 号による交付決定及び額の確定通知書を補助対象事業者へ通知するものとする。

2 補助金は、前項に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。

(取得財産等の整理)

第 19 条 補助対象事業者は、補助対象事業によって取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）に関する特別の帳簿を備え、取得財産等を取得し、又は効用の増加した時期、所在場所、価格及び取得財産等に係る補助金等の取得財産等の状況が明らかになるよう整理しなければならない。

(帳簿等の保存)

第 20 条 補助対象事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、次項で定める期間保存しておくなければならない。

- (1) 取得財産等の得喪に関する書類
- (2) 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

2 前項で規定する期間は、補助対象事業者等が補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産のうち処分を制限する財産及び補助対象事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成 22 年国土交通省告示第 505 号）に定める期間とする。

(取得財産等の管理等)

第 21 条 補助対象事業者は、取得財産等について、補助対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(取得財産等の処分の制限)

第 22 条 補助対象事業者は、取得財産等について、国要綱第 91 条の国土交通大臣（以下「大臣」という。）が別に定める期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。

(準用規定)

第 23 条 第 8 条及び第 9 条の規定は、被災地域地域間幹線系統確保維持事業及び車両減価償却費等補助事業において準用する。

附 則

1 この要綱は、平成 24 年 3 月 16 日から施行し、平成 23 年度予算から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 11 月 1 日から施行し、平成 24 年度予算から適用する。ただし、別表 2 に係る改正は、平成 24 年 5 月 1 日以降の期間に適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 27 年 4 月 15 日から施行し、平成 27 年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 20 日から施行し、平成 28 年度予算から適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行し、平成 30 年度予算から適用する。ただし、別表 2 及び 5 に係る改正は、平成 29 年 10 月 1 日以降の期間に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に当該補助金にも適用するものとする。

別表1 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者及び活性化法法定協議会</p>	<p>補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表2に定めるところにより算出される経費</p>	<p>県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトまでの全てに適合するもの。ただし、国要綱第4条第2項の場合にあつては、ロからトまでの全てに適合するもの。</p> <p>イ 道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第3条の3第1項に規定する路線定期運行に係るもの。</p> <p>ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状態に応じて決定するものとする。</p> <p>ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの</p> <p>① 広域行政圏の中心市町村への需要</p> <p>② 県庁所在地への需要</p> <p>③ 上記以外の市町村であつて、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると県協議会等が認めたものへの需要</p> <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、県協議会等が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。</p> <p>ホ 計画平均乗車密度に計画運行回数を乗じて算出する補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人以上150人以下と見込まれ、かつ、過去に2ヶ年度連続して1日当たりの実績輸送量が15人未満又は150人超ではないもの。</p> <p>ヘ 補助対象期間に、当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達しておらず、かつ、過去2ヶ年度連続して経常収益が経常費用を超えていないもの。</p> <p>ト 補助対象期間の末日（9月30日）において引き続き運行される予定のものであること（補助対象期間の途中で補助対象系統の合併、分割その他の再編を行う場合あつては、再編を行う日までに生活交通確保維持改善計画の認定又は変更の認定を</p>	<p>1 / 2</p>

		受けて実施する場合に限り、同一の補助対象系統が補助対象期間中継続して運行しているものとして取り扱う。）。	
--	--	------------------------------------------------------	--

(注)

- 1 「計画平均乗車密度」とは、次式によって算出された数値をいう。(小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。)

$$\text{「計画平均乗車密度」} = \text{「計画運送収入」} \div \text{「計画実車走行キロ」} \div \text{「平均賃率」}$$

- 2 「計画運送収入」は、同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績値がある場合は、当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績値に計画実車走行キロを乗じて算出する。実績値がない場合は、補助対象経常費用の11/20と県協議会等が算出する運送収入の見込額のうち、いずれか高い方の額を計画運送収入とする。

- 3 「平均賃率」とは、次式によって算出された数値をいう。(銭単位まで算出。銭未満切り捨て。)

$$\text{「平均賃率」} = \text{「停留所相互間総運賃額」} \div \text{「停留所相互間総キロ」}$$

なお、補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は、次式によって算出することとする。

$$\text{「平均賃率」} = (\text{「運賃改定前適用の平均賃率} \times \text{日数」} + \text{「運賃改定後適用の平均賃率} \times \text{日数」}) \div \text{「総適用日数」}$$

別表2 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持関係）

補助対象経費の算出方法	
1	<p>補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）</p>
2	<p>補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。</p> <p>当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>ただし、実車走行キロ当たり経常費用の見込額が、国要綱別表6に基づく補助ブロックごとに定める地域キロ当たり標準経常費用を上回る場合は、次式によって算出して得られた額以下の額とする。</p> <p>地域キロ当たり標準経常費用 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p>
3	<p>経常収益の見込額は、次式によって算出する。</p> <p>当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の実車走行キロ</p> <p>ただし、新設系統で実績額がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11/20に相当する額と県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額とする。</p>
4	<p>補助対象系統が他の系統と競合し、その競合区間のキロ程の合計が当該補助対象系統の50%以上である場合にあっては、当該競合系統の輸送量の和が1日当たり150人を超えることが見込まれるものに係る補助対象経費の額は、次式によって算出された額とする。</p> $\text{当該補助対象系統の補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額} \times \left[\frac{\text{当該補助対象系統の総キロ程} - \text{競合区間に係るキロ程}}{\text{当該補助対象系統の総キロ程}} \right]$
5	<p>補助対象経費の額は、平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、当該系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額とする。</p>

(注)

- 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、補助対象事業者の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の経常費用を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用（当該期間における一時的な燃料費の高騰その他の特別の理由により算出された額をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、大臣が適当と認める額）を平均して得られた額をいう。
- 「地域キロ当たり標準経常費用」とは、乗合バス事業の運賃原価算定基準により算定された基準年度（※2）を含む過去3年間（※3）における乗合バス事業の標準原価に基づき算出される地方民営乗合バス事業者の当該補助ブロックを含む地域の実車走行キロ1キロメートル当たりの標準経常費用を平均して得られた額をいう。

なお、地域キロ当たり標準経常費用の算出に当たり、当該地域キロ当たり標準経常費用の対象期間における燃料価格その他地域キロ当たり標準経常費用を構成する要素が直近の値と著しく乖離しており、適切な設定ができない場合には、これを補正した上で算出することとする。

- 3 「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」とは、補助対象事業者の基準期間（※1）を含む過去3年間（※3）における補助対象系統の経常収益を実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常収益を平均して得られた額をいう。

（※1）基準期間とは、補助対象期間（10月1日～翌9月末日）の前々補助対象期間をいう。

（※2）基準年度とは、補助金の交付を受けようとする会計年度（4月1日～翌3月末日）の前々会計年度をいう。

（※3）過去3年間とは、基準期間又は基準年度を最終年度とする連続した過去3年間をいう。

別表3 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持関係）被災地特例

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
<p>一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者</p>	<p>補助対象系統に係る補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額であって、別表2に定めるところにより算出される経費</p>	<p>県協議会等が定めた被災地域生活交通確保維持計画に確保又は維持が必要として掲載された運行系統の運行のうち、次のイからトの全てに適合するもの</p> <p>イ 指定被災市町村の需要に応じた運行系統の運行であって、次のいずれかに係るもの。</p> <p>① 道路運送法施行規則第3条の3第1号及び第2号に規定する路線定期運行及び路線不定期運行</p> <p>② 道路運送法第21条第2号に規定する乗合旅客の運送に係る運行</p> <p>③ 道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送に係る運行</p> <p>ロ 複数市町村にまたがるもの。ただし、この要件の成否は、平成13年3月31日における市町村の状況に応じて決定するものとする。</p> <p>ハ 次のいずれかの需要に対応して設定されるもの</p> <p>① 広域行政圏の中心市町村への需要</p> <p>② 県庁所在地への需要</p> <p>③ 上記以外の市町村であって、総合病院等医療機関、学校等の公共施設及び商業施設等が存在するなど、広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されていると県協議会等が認めたものへの需要</p> <p>ニ 1日当たりの計画運行回数が3回以上のもの。ただし、県協議会等が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上のものとする。</p> <p>ホ 計画平均乗車密度に計画運行回数を乗じて算出する補助対象期間の1日当たりの輸送量が15人以上150人以下と見込まれるもの。ただし、次のいずれかに該当する運行系統については、補助対象期間の1日当たりの輸送量が150人以上と見込まれるものとする。</p> <p>① バス運行対策費補助金交付要綱（平成13年5月15日国自旅第16号）第3条の規定に基づき平成22年度に大臣の承認を受けた生活交通路線維持確保3ヶ年計画に補助対象系統として記載されている運行系統（補助対象系統の合併、分割</p>	<p>1 / 2</p>

		<p>その他の再編が行われる場合の再編後の運行系統を含む。)</p> <p>② 沿線に東日本大震災により被災した高校の仮設校舎，被災した商店街や大規模商業施設の仮店舗，被災した診療所の仮設診療所，被災した役場の仮設庁舎が存在する場合など，沿線に被災した生活関連施設や公共施設を代替・補完する施設が存在する運行系統であって，地域間幹線系統の機能を一時的に分担するものと県協議会等が認め，地方運輸局長が指定するもの</p> <p>へ 補助対象期間に，当該系統の運行によって得る経常収益の見込額が同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していないもの。</p> <p>ト 東日本大震災の被災者に対する災害救助法（昭和22年法律第118号）第2条の規定に基づく救助として供与された同法第4条第1項第1号の応急仮設住宅（賃貸住宅の居室の借上げによるものを除く。）から直線で1キロメートル以内を經由して運行するもの。</p>	
--	--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

(注)

- 1 「計画平均乗車密度」とは，次式によって算出された数値をいう。（小数点第1位まで算出。第2位以下切り捨て。）
「計画平均乗車密度」＝「計画運送収入」÷「計画実車走行キロ」÷「平均賃率」
- 2 「計画運送収入」は，同一の補助対象系統として取り扱われる既存の運行系統の実績値がある場合は，当該運行系統の実車走行キロ当たり運送収入の実績値に計画実車走行キロを乗じて算出する。ただし，これによりがたい場合は，直近の実績値，類似系統の実績値等の適切な方法により算定できるものとする。
- 3 「平均賃率」とは，次式によって算出された数値をいう。（銭単位まで算出。銭未満切り捨て。）
「平均賃率」＝「停留所相互間総運賃額」÷「停留所相互間総キロ」
なお，補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合は，次式によって算出することとする。
「平均賃率」＝（「運賃改定前適用の平均賃率×日数」＋「運賃改定後適用の平均賃率×日数」）
÷「総適用日数」

別表4 地域公共交通確保維持事業（地域間幹線系統確保維持関係）被災地特例

補助対象経費の算出方法		
1 補助対象経費の額は、補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額との差額とする。ただし、補助対象経常費用の見込額の9/20に相当する額を限度とする。（補助対象期間中に補助対象系統の合併・分割その他の再編が予定されている場合は、再編前後の運行予定日数に応じて算出した額の合計額とする。）		
2 補助対象経常費用の見込額は、次式によって算出する。 当該補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ		
3 経常収益の見込額は、次式によって算出する。 当該補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益の見込額 × 当該補助対象系統の計画実車走行キロ		
4 平均乗車密度の見込数値が5人未満の補助対象系統については、補助対象経費の額は、次式によって算出する。		
当該系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額	+	$\frac{\text{上記1から3により算出した補助対象経費の額} - \text{当該系統の輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）を運行回数とみなした場合の当該運行回数分に相当する額}}{2}$

(注)

- 1 「補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用」とは、車両減価償却費取得事業に係る経常費用を除いた額をいう。

別表5 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）

補助対象事業者	補助対象経費	補助対象事業の基準	補助率
一般乗合旅客自動車運送事業者	補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）であって、別表6に定めるところにより算出される経費	<p>県協議会等が定めた生活交通確保維持改善計画に取得が必要として掲載された補助対象車両の取得のうち、次のイからニの全てに適合する車両（新車に限る。）。</p> <p>イ 補助対象期間中に新たに購入等を行うもの。ただし、前年度までに購入等を行い、本補助要綱による補助金の交付を受けている車両にあつては、耐用年数省令別表第一に規定する乗合自動車の耐用年数を満了するまでの間、引き続き補助対象とすることができる。</p> <p>ロ 主として地域間幹線系統確保維持事業及び被災地域地域間幹線系統確保維持事業の補助対象系統の運行の用に供するもの。</p> <p>ハ 以下の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 地上から床面までの地上高が65センチメートル以下、かつ乗車定員11人以上の車両であつて、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>① ノンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)</p> <p>② ワンステップ型車両(スロープ又はリフト付き)</p> <p>③ 小型車両(①及び②の類型に属さない、長さ7メートル以下かつ定員29人以下の車両)</p> <p>(2) 運行区間の一部に高速道路等を含む補助対象系統の運行の用に供するものであつて道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）に適合した定員11人以上の車両（「都市間連絡用車両」という。）</p> <p>ニ ノンステップ型車両にあつては、原則として、標準仕様ノンステップバス認定要領（平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号）に基づく認定を受けたもの。なお、標準仕様ノンステップバス認定要領に基づく認定を受けた車両以外の車両を購入しようとする場合は、事前に大臣にその理由を記載した書類を提出しなければならない。</p>	1 / 2

(注)

- 1 高速道路等とは、保安基準第1条第1項第18号に規定する、道路交通法（昭和35年法律第105号）第22条第1項の規定により当該道路において定められている自動車の最高速度が60キロメートル毎時を超える道路をいう。

別表6 地域公共交通確保維持事業（車両減価償却費等関係）

補助対象経費の算出方法	
1	補助対象経費の額は、補助対象購入車両減価償却費及び当該購入に係る補助対象金融費用の合計額（リース車両の場合は、これに相当する額）とする。
2	<p>補助対象購入車両減価償却費に係る車両費の額（車両本体及び補助対象システムの運行に必要な附属品の価格の合計）は、1両につき次のイ又はロのいずれか少ない額を限度とする。</p> <p>イ 車両の種別により、次のいずれかの額（それぞれ消費税を除く。）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ノンステップ型車両：1,500万円 ② ワンステップ型車両：1,300万円 ③ 小型車両：1,200万円 ④ 都市型連絡用車両：1,500万円 <p>ロ 実費購入費（消費税を除く。）から備忘価額として1円を控除した額。</p>
3	<p>補助対象減価償却費は、耐用年数省令第3条又は第5条に規定する償却率に基づき次式により計算した額と、補助対象事業者が任意に設定した償却率に基づき算出した額のいずれか低い方の額を限度とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）</p> <p style="text-align: center;">補助対象購入減価償却費に係る車両費の見込額×</p> $\left[\frac{\text{当該車両の償却率} \times \text{補助対象期間中に使用する予定の月数}}{12 \text{ (月)}} \right]$
4	補助対象金融費用は、年2.5%を上限とする。（リース車両についても同様の取扱いとする。）
5	特別償却制度の適用を受ける場合にあつては、3で算出した限度額に、特別償却額を加えることができる。